

令和6年度

障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

受付期間	令和6年7月1日（月）～ <随時募集受付>
試験日	所属が指定する日（受験者に別途連絡します）
採用予定日	令和6年7月16日（火）以降の日

福井県水産試験場栽培漁業センター
〒917-0116 小浜市堅海50-1
TEL 0770-53-1249
FAX 0770-53-1840

1 募集概要

採用予定日	令和6年7月16日（火）以降の日
任用期間	採用予定日から令和7年3月31日まで （所属での面接および勤務成績に基づき、任期を更新する場合があります。）
職種	会計年度任用職員（パートタイム）
勤務場所	水産試験場栽培漁業センター（小浜市堅海50-1）
業務内容	種苗生産補助業務 （魚介類の年間を通じた飼育に係る作業補助、給餌、水槽の清掃、出荷等）
採用予定人員	1名

2 受験資格

次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方（受験申込日および受験日当日において有効であることが必要です。）

(1) 身体障害者手帳

(2) 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）または産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書*（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

*診断書・意見書とは、県が定める身体障害者福祉法施行細則第8条に規定するものをいいます。

- (3) 都道府県知事または政令指定都市市長が交付する療育手帳
- (4) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- (5) 精神障害者保健福祉手帳

ただし、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の方法

受験者の適性、能力等をみるために、個別面接を行います。

4 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

5 受験手続

(1) 申込方法

次の①～③の手続きをお願いします（すべての手続きが必要です）。

- ①ハローワークで紹介状を発行してもらってください。
- ②障がいの有することを証明する手帳等の写しをご準備ください。
- ③「障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書」に必要な事項を記入の上、①および②の書類を添付し、

(2) 受験申込先へ提出（持参または郵送）してください。

※郵送の場合は、必ず書留郵便でお申込みください。

※申込書の入手方法

- ・福井県農林水産部水産試験場のホームページからダウンロードする
- ・受験申込先で受け取る（紙に印刷した申込書をお渡しします。必ず事前連絡の上、お越しく下さい）

(2) 受験申込先 〒917-0116 小浜市堅海50-1
福井県水産試験場栽培漁業センター

(3) 受付期間 令和6年7月1日（月）～ <随時募集受付>

※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで
（ただし、土、日、祝日は除く。）

6 勤務条件

【種苗生産補助業務】

- (1)勤務日 月17日以内
※毎月、所属が指定する日となります。(原則、土、日、祝日を除く平日)
- (2)勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時00分まで
※休憩時間は正午から午後1時です。
※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3)報酬 日額7,600円
- (4)期末・勤勉手当 勤務時間等に応じて支給します。
(ボーナス)
- (5)休暇 年次有給休暇：年間10日
※6か月継続勤務した場合の付与日数です。
勤務期間等に応じて付与日数が変わります。
特別休暇：忌引休暇(有給)、病気休暇(無給)など
- (6)その他
- ・通勤費を別途支給します。(片道2km以上)
 - ・地方公務員共済組合(短期給付・福祉事業)、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
 - ・労働者災害補償保険の適用があります。
 - ・地方公務員法上の服務規定等の適用があります。(秘密を守る義務、職務に専念する義務など)
 - ・報酬および期末手当については、給与改定等により、額が変更となる場合があります。
 - ・報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要となります。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、福井県個人情報保護条例第24条第1項の規定により、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者(本人)	総合得点および総合順位	合否通知の到達日から1か月	福井県水産試験場栽培漁業センター

○口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、以下のいずれかの書類を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に、請求者本人(代理人は認めません。)が、直接福井県水産試験場栽培漁業センターへお越しください。ただし、土曜日、日曜日および祝日は受付しておりません。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 運転免許証 | ② 日本国旅券 (パスポート) |
| ③ 各種健康保険の被保険者証 | ④ 各種年金手帳等 |